

河川法の道州法(条例)への移管のイメージ試案

国の法律に残るのは定義規定などのみ

第4条 この法律において「一級河川」とは、国土保全上又は国民経済上特に重要な水系で政令で指定したものに係る河川（公共の水流及び水面をいう。以下同じ。）で国土交通大臣が指定したものをいう。

道州知事

道州法(条例)

第5条 この法律において「二級河川」とは、前条第一項の政令で指定した水系以外の水系で公共の利害に重要な関係があるものに係る河川で都道府県知事が指定したものをいう。

道州知事

道州法(条例)

第7条 この法律において「河川管理者」とは、第九条第一項又は第十条第一項若しくは第二項の規定により河川を管理する者をいう。

第9条 一級河川の管理は、国土交通大臣が行なう。

道州知事

「一級河川」も「二級河川」も

道州で管理

第10条 二級河川の管理は、当該河川の存する都道府県を統轄する都道府県知事が行なう。

道州

道州知事

第〇〇条 この法律に定めるもののほか、河川の整備、管理、費用負担等に関し必要な事項は、道州法(条例)で定めるものとする。

権限などの規定は丸ごと道州法(条例)に移管

(河川整備基本方針)

第16条 河川管理者は、その管理する河川について、計画高水流量その他当該河川の河川工事及び河川の維持についての基本となるべき方針に関する事項を定めておかなければならない。

(河川整備計画)

第16条の2 河川管理者は、河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、当該河川の整備に関する計画を定めておかなければならない。

.....

(流水の占用の許可)

第23条 河川の流水を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

(土地の占用の許可)

第24条 河川区域内の土地を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

(土石等の採取の許可)

第25条 河川区域内の土地において土石を採取しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

.....

(河川の管理に要する費用の負担原則)

第59条 河川の管理に要する費用は、・・・一級河川に係るものにあつては国、二級河川に係るものにあつては当該二級河川の存する都道府県の負担とする。

(指定区間内の一級河川の修繕に要する費用の補助)

第61条 国は、第9条2項の規定により都道府県が行なうものとされた指定区間内の一級河川の修繕に要する費用については、予算の範囲内において、その三分の一以内を補助することができる。

(二級河川の管理に要する費用の国の負担)

第62条 国は、二級河川の改良工事に要する費用については、政令で定めるところにより、二分の一を超えない範囲内でその一部を負担する。

移管

〇〇州河川法(条例)